

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年8月24日(水) 14:20～14:52

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	儀間	徹	
	2番	安里	正春	
	3番	並里	茂明	
	5番	東江	良和	
	6番	知念	雄二	
	7番	玉城	政和	
	8番	知念	正和	
	9番	玉城	正芳	計9名

欠席委員

なし

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第3号 利用状況報告(第2回)について

第6 議案第4号 非農地証明について

第7 議案第5号 伊江農業振興地域整備計画(軽微)の変更について

第8 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹

主事 崎濱 秀太

平成 28 年 第 8 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 28 年第 8 回伊江村農業委員会総会を開会します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 はい。事務局より報告致します。
委員総数 9 名中、9 名の全委員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名のうち、9 名出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。
それでは議事に入ります。

日程の第 1、会議録署名委員の指名を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。署名委員に 3 番並里委員。5 番東江委員を指名致します。

日程の第 2。会期の決定の件を議題と致します。本総会の会期は本日一日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

議長 日程の第 3 「議案第 1 号、農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。「議案第 1 号、農用地利用集積計画の決定について」上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。

この案件は村長から農業委員会への意見聴取ということで挙がっております。今回、4 件の申請が出されております。尚、4 件全てですね、賃借権期間の満了を迎えたことによる更新、に伴う案件となっております。先ず初めに NO.1 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 5,259 m²となっております。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積が 1,681 m²。坪に致しまして 508 坪。賃借権設定で期間は 10 年間。賃借料は坪当り年間で 60 円となっております。

No.2、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 5,373 m²となっております。申請地が●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積が 5,373 m²。坪にしますと 1,625 坪。賃借権設定で期間は 3 年間、賃借料が坪当り年間

で50円となっております。

続きましてNo.3、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が9,730㎡となっております。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積が1,396㎡。次に同じく●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積が703㎡。次に同じく●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積737㎡。次に●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積2,208㎡。4筆の合計が5,044㎡。坪にしますと1,525坪。賃借権設定で、期間は5年間であります。賃借料は坪当り年間で99円となっております。次の頁をお願いします。

No.4、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が9,730㎡。申請地が●番。登記地目、畑。現況地目、畑。地積が1,456㎡。坪にしますと440坪。賃借権設定で期間は5年間でありまして、賃借料が坪当り年間で100円となっております。以上でご説明を終わります。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2番 議長。

議長 はい、2番。

2番 No.2●さん、私、知らないんですけども、経営耕地面積が5,373㎡ということで、今回そっくり経営耕地面積になると思いますけど、これ、今までは無かったということで、経営耕地面積が。。

局長 はい。

2番 であれば何をしたいかということですね。

議長 これは●さんの、、、ですよ。

局長 そうです。

議長 で、家の前に家作って、まああの、庭作って。。

2番 あれは●さん？ ●さん？

局長 ●さんです。●さんは●さんの、、はい。

議長 ●さんと一緒に仕事やってるの？

局長 もう、●さんからは独立して、経営はもう自分で。

2番 休憩じゃないですね。

局長 はい、入ってます。

2番 経営面積はそっくり親父だから、これまでは、これを取得する前は無かったってことかな？

局長 そうです。今回、5年間の期間が満了を迎えたんですけど、5年前にちょうど新規就農支援金という国の政策で、新規就農者に対する年間最大150万という政策があったんですけど、その●期生と言うんですか、1回目の中で、新規就農を受けるための、新しく農業を営むために条件として利用権設定をしないとイケない、経営するなかで。その時に草地が必要ということで、今回この5,373㎡をその時に利用権設定致しまして、やっています。で今回また、更新です。そっくりそのまま。

2番 3年前からそっくりやってはいた訳だね。

局長 はい。で、今回また新たに3年、そのまま継続して更新ですね。

議長 宜しいですか？他にございませんか？

全委員 なし。

議長 はい、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 日程の第4に入ります。議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 はい、事務局よりご説明致します。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」上記の件について、下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。No.1、譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。うち転用面積、●㎡。坪で170坪。転用目的、一般住宅。所有権移転の贈与となっております。次の頁をお願い致します。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっております。この意見書についても、合わせて採択をお願いしたいと思います。

意見決定の理由を読上げたいと思います。「当該申請地は●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された区域となっている。申請地は、公道に囲まれた区画である街区の総面積に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地となっており、転用については適当と認める」。という意見を付して県へ進達したいのですが、皆様のご審議の程を宜しくお願い致します。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がございました。これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2番 議長。

議長 はい、2番。

2番 これは一般住宅の建築施設だと思いますけど、何か、図面など出ていますか？

局長 議長。

議長 はい、局長。

局長 はい、申請書と合わせて県へ進達しますから、図面全部出ています。

2番 あの、面積全部公図になっていますか？

局長 はい。駐車場も当然ございますが、建築面積がですね、一階平屋建てで床面積が約25坪。●に皆さんご覧になったと思うんですけど、道路に面してまして、両方に●を設ける形で。

2番 両方に？

局長 両方にですね、●を設けています。で、中の方はコンクリートで通路と言う形で。

2番 ちょっと、参考までに確認したいんですけど、一般住宅の場合、以前、大体まあ、やりかけて基準と言うことでありましたが、まだそれは変わっていませんか？大凡ですけど。一切●ということではないかもね？開始によっては●ら、別に問題ないと思いますし、また配置も立派、全部そういう風になっていますので問題は無いと思いますが、そういう様な基準、改訂なさっていないとか。

局長 改訂されたというのは、自分、来てからは無いですね。そのまま残ってい

ると思います。

議長 安里さん、宜しいですか？

2番 はい。

議長 他にございませんか？

全議員 異議なし。

議長 はい、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

10番 休憩をお願いします。

議長 はい、休憩いたします。

議長 日程の第5「議案第3号 利用状況報告(第2回)」を議題と致します。本案について、事務局より説明を求めます。

局長 はい、事務局よりご説明致します。「議案第3号 利用状況報告(第2回)」について。上記の件について、下記のとおり進達したいので可否の意見を求めます。

今回、1件の利用状況報告が挙がっておりまして、転用事業者が、●さん、申請地が●、登記地目：畑。現況地目：雑種地。地積が●㎡。うち転用面積が●㎡。転用目的が太陽光発電システムの設置となっております。次に許可年月日及び許可指令番号ですが、農地法第4条の許可となっております。●付、●号で許可がされております。県への進達に当り、農業委員会としての意見を付けるのですが、事業計画通り利用されていると認められる。という意見を付して進達したいと思います。また、本件については今後、現況証明願が出された場合は、会長専決にて処理させて頂きたいのですが、これも合わせてですね、ご審議の程、宜しくお願い致します。以上でございます。

議長 はい。只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全議員 異議なし。

議長 はい。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議有りませんか？

全議員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第6「議案第4号 非農地証明について」を議題と致します。本案について事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。「議案第4号 非農地証明について」上記の件について下記の通り申請されていますので、可否の意見を求めます。申請人●。申請に係る土地が●。登記地目：畑。現況地目：雑種地。面積が833㎡。所有者●。尚、申述書ではですね、この案件は●には既に資材置き場として利用していたとのこととございます。ということで出されております。以上でご説明を終わります。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全議員 何もありません。

議長 はい。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議はありますか？

全議員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第7「議案第5号 伊江農業振興地域整備計画(軽微)の変更について」を議題と致します。本案について事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。「議案第5号 伊江農業振興地域整備計画(軽微)の変更について」。上記の件について、別紙の農用地利用計画変更協議調書の通り、変更することに関し、意見を求めます。二枚目の農用地利用計画変更協議書(軽微)をご覧ください。

整理番号328。変更に係る土地の所在・面積については●、地積が●㎡。変更に係る面積も同じく462㎡。登記地目：畑。現況地目：畑。農用地区域は●地区となっております。農用地利用計画における区分は農用地。変更後の用途については、農業用施設用地として牛舎の増築となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 はい、休憩いたします。(15:47~15:50)

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案の通り決定することにご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案の通り決定いたしました。

日程の第8。「議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について」上記の件について、下記の通り申請されていますので可否の決定を求めます。No.1、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が29,790㎡。尚、この数値はですね、世帯合算での面積となっております。申請地が●、登記地目：畑、現況地目：畑。地積224㎡。次に●、登記地目：畑。現況地目：畑。地積316㎡。最後に●、登記地目：畑。現況地目：畑。地積が2,098㎡。所有権移転 贈与となっております。三筆合計面積が2,683㎡。坪に換算しますと798坪となります。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 はい。休憩致します。(15:48~15:50)

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定いたしました。これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。平成28年8月24日第8回農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でございました。

終了時間 14 : 45

署名

会長 玉城 增生 印

3 番 並里 茂明 印

2 番 東江 良和 印